

【別記】

地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は北海道地域密着型サービス外部評価実施要綱（以下実施要綱という。）

第3第3項の規定に基づき、外部評価の実施回数に関して必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 実施要綱第3第2項により、2年に1回の外部評価の実施回数を希望する事業者は、外部評価を行わないこととしたい年度の4月15日までに、様式1により北海道に申請しなければならない。

2 事業者は、前項の申請をするときは、当該事業所の指定及び監督を行っている事業所所在地の市町村が交付する同意書（様式2）を添付しなければならない。

(審査結果の通知等)

第3条 道は、第2条第1項の申請があったときは、その内容について審査し、その結果を様式3により通知するものとする。また、申出により外部評価の実施回数を2年に1回とした事業者の名称等について、道のホームページへ掲載する等により周知を図るものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、外部評価の実施回数が2年に1回となり当該事業所が外部評価を行わない年度においても、自己評価の実施等を通じて常にサービスの質の向上に努めなければならない。

(再申請)

第5条 外部評価の実施回数が2年に1回となった事業者が、再度、実施要綱第3第2項の適用を受けようとする場合には、改めて第2条の申請を行わなければならない。この場合、外部評価を実施しなかった年度については「5年間継続して外部評価を実施している事業所」の要件の適用に当たり、外部評価を実施したものとみなす。

(通知の取消)

第6条 道は、第3条の通知後に、当該事業所が実施要綱第3第2項の要件を満たしていないことが判明した場合には、第3条の通知を取り消すことができる。